

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (一五六)
- 道路構造令の一部を改正する政令 (一五七)

〔省 令〕

- 道路構造令施行規則の一部を改正する省令 (国土交通三四)

〔告 示〕

- 日本国に帰化を許可する件 (法務一〇一)
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件 (同一〇二)
- 航空機監視システム改良計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務一三五)
- 農村地域における農業機械及び建設機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同一三六)

四 三 二 一

- 平成三十一年産の秋植えばれいしよ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成三十二年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件 (農林水産七三七)
- 保安林の指定をする件 (同七三八、七四一)
- 保安林の指定を解除する件 (同七四二)
- 保安林の指定施業要件を変更する件 (同七四三、七四四)
- 土地区画整理事業の施行規程及び事業計画を認可した件 (国土交通五八六)
- 高速自動車国道に関する件 (同五八七、五八八)
- 道路に関する件 (中部地方整備局七六、七七)
- 道路に関する件 (近畿地方整備局八二、八三)
- 都市計画に関する件 (九州地方整備局六五、六七)
- 道路に関する件 (北海道開発局五〇、五七)
- 指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示 (京都市公安委六九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

- 内閣
- 官庁事項
- 特定保安林の指定の解除について (農林水産省)
- 九州地方整備局公示 (九州地方整備局)

八 八 七 七 六 五 四

〔公 告〕

諸事項

- 官庁
- 財団、建設業の許可の取消処分関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
- 特殊法人等
- 内閣共済組合法の一部変更関係
- 会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第一五六号) (法務省)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律 (平成二八年法律第五四号) 附則第一条本文に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年六月一日とすることとした。

◇ 道路構造令の一部を改正する政令 (政令第一五七号) (国土交通省)

- 1 自転車や安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定し、その設置要件を規定することとした。(第二条及び第九条の二関係)
- 2 自転車道の設置要件として、設計速度が一時間につき六〇キロメートル以上であるものを追加することとした。(第一〇条関係)
- 3 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道又は市町村道とする計画がある場合の特例の対象として、自転車通行帯を追加することとした。(第三七条関係)
- 4 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合の特例の対象として、自転車通行帯を追加することとした。(第三八条関係)
- 5 この政令は、平成三十一年四月二五日から施行することとした。